

大坂非人研究の新たな展開のために

——研究史整理と新史料『長吏文書』の紹介——

松永 友和

要約

本稿は、大坂非人の研究史整理を行うとともに、近く刊行予定の新史料『長吏文書』を広く紹介し、若干の検討を加えたものである。『長吏文書』は、質・量ともに豊富であり、これまでの非人研究を塗り変え得る素材を有している。本稿では具体的に、「大坂非人の御用」、および「番株と番役」を取り上げ、例えば、非人が風聞探索を行っていたことなど、いくつかの新事実を指摘している。『長吏文書』が刊行されることで、大坂非人研究は新たな展開をみせるだろう。

はじめに

本稿の課題は、近く刊行予定の神戸市立博物館所蔵文書「長吏文書」^①を広く紹介するとともに、これまでの大坂非人研究と「長吏文書」がどのような点で関わりがあるのかを示すことにある。これまで、大坂の非人に関

する史料集は、『道頓堀非人関係文書』上・下^②や『悲田院文書』^③として刊行されてきた。今回刊行される『長吏文書』は、『悲田院文書』に続く、大坂非人研究の史料集としては、第三弾にあたる史料集である。史料の伝来や詳しい経緯については、本特集号の藪田論文や『長吏文書』の「解説」を参照いただき、本稿では、これまで長年行われてきた大坂非人の研究史を整理・概観する。

その上で『長吏文書』に収められる一部の史料を紹介しつつ、若干の検討を加えていくことにする。

まず第一章「大坂非人研究の概観」では、これまでの非人研究を大きく三つの時期に分け、研究史の概観を試みる（なお本稿末に、大坂非人の史料集、研究論文・関連論文・著書・史料紹介のリストをつけた）。第二章「大坂非人の御用」では、『長吏文書』に収められる御用に關する史料を紹介し、新たに判明した諸事実の把握を試みる。第三章「番株と番役」では、番株のあり方や勤務の実態を確認する。

非人の御用や番株・番役に関する研究は、これまでの大坂の非人研究において、しばしば取り上げられており、研究史の中核をなしていると考ええる。本稿において、この二つのテーマを選んだのはそのためである。

一 大坂非人研究の概観

大坂の非人に関する研究は、戦後から現在に至るまで、かなりの研究が積み重ねられてきた。研究史を振り返ってみると、大まかに次の三つの時期に分けることができると考える。第一期は一九五〇年代から七〇年代まで、第二期は一九八〇年代から二〇〇〇年代前半まで、第三

期は二〇〇〇年代中頃から現在までである⁽⁴⁾。もちろん、研究史の時期区分はあくまで目安であることをあらかじめ断っておく。以下に三期それぞれの特徴を述べ、大坂の非人研究の把握を試みる。

1 第一期（一九五〇年代～七〇年代）

まず、第一期の研究として挙げられるのは、岡本良一氏と藤木喜一郎氏の先駆的な研究である。それ以前には幸田成友氏が、大坂の市制を述べるなかで非人について言及しているが⁽⁵⁾、大坂非人に専論した研究は、一九五二年に発表された岡本良一「大阪の非人」の研究論文が嚆矢といつてよからう。この岡本氏の論文では、のちに内田九州男氏とともに刊行することになる『道頓堀非人関係文書』の史料が一部使われている。

同じくこの時期に、大坂非人研究を推し進めたのは藤木喜一郎氏である。藤木氏は「長吏文書」史料を用いて、垣外の成立、組織、垣外番の機能などを追究した⁽⁷⁾。なお、藤木氏が用いた「長吏文書」は、一旦は焼失したとされていた。しかし実際はそうではなく、近く刊行予定の『長吏文書』こそ、まさに藤木氏が一九五〇年代に使用した史料である。私たちは半世紀後になって、ようやく藤木氏が分析した史料と対面を果たすことになる。

この時期の岡本氏・藤木氏の研究は、今日の研究水準からみれば、誤りも確認できるが、この両研究は大坂非人研究の先駆的な業績と位置づけることができよう。

また、この時期には盛田嘉徳氏によって、「番非人文書」が紹介されるなど、史料の発掘も行われている。^⑧この文書は研究史上、後々まで用いられる貴重な史料である。

史料に関していえば、一九七〇年代に岡本氏と内田氏によって刊行された『道頓堀非人関係文書』上・下に言及しないわけにはいかない。なぜなら、同書は大坂非人に関して、初めてまとまった形で出された史料集だからである。次の第二期の研究は、この『道頓堀非人関係文書』と『悲田院文書』の二つの史料集をもとに研究が行われたといっても過言ではない。

なお、岡本氏や藤木氏らの研究の他に、松岡秀夫・横田久和「『非人番』研究ノート」が出されており、以後の非人番研究に広がりをもたせたことも、この時期の特徴といえよう。^⑨

2 第二期（一九八〇年代～二〇〇〇年代前半）

第二期の研究の特徴は、先述したように『道頓堀非人関係文書』と『悲田院文書』を用いた研究が数多く出されたことにある。加えて、自治体史や部落史料集の編纂

事業が、直接的・間接的に非人研究を後押ししたことも、この時期の特徴である。

すでに一九七〇年代後半から研究論文を発表していた内田氏は、その後も非人の公務、組織や収入、町抱え論など、大坂非人の基礎的な、しかし重要な事実を明らかにした。^⑩特に「大坂四ヶ所の組織と収入」（一九八七年）は、この時期の研究の到達点を示しているといえよう。

同様にこの時期の研究として、塚田孝氏による一連の研究が挙げられる。^⑪塚田氏も主に『道頓堀非人関係文書』『悲田院文書』を用いて、都市大坂における非人集団の形成や構造、大坂非人の特質などの研究を推し進めた。

この他の特徴として、近代移行期の非人研究が行われたことと、新たな史料集の編纂事業の開始が挙げられる。

近代移行期における非人研究として、北崎豊二氏の研究が注目される。^⑫北崎氏は、四ヶ所非人と警察の近代化という視点から、明治四年（一八七二）九月の大坂四ヶ所の廃止後も、もともと非人であった者が、明治一〇年頃でも警察業務の末端を担っていたことを明らかにした。また、大坂の非人および手先に注目した藤田実氏の研究もこの時期に出されている。^⑬

新たな史料集の編纂事業とは、『大阪の部落史』と『長史文書』の編纂事業を指している。一九九二年にスター

トした「大阪の部落史」編纂委員会は、成果を論文集としてまとめ、九五年に『新修 大阪の部落史』上・下を刊行した^⑭。そして、同年に本格的な『大阪の部落史』（全一〇巻）を編纂すべく、長期的な調査・研究の目標を設定し、史料編・通史編の編纂に乗り出した。現在、補遺編以外の史料編が刊行され、近世1・2・3が出揃っている。大坂非人研究はもとより、大阪の部落史研究の礎を築いたといえよう^⑮。一方、「長史文書」史料は一九九〇年代に見いだされ、それによって発足した長史文書研究会での活動は、すでに十数回に及んでいる。

これら史料集の編纂事業を通じて大坂非人研究の裾野の広がり、第三期の研究へ繋がっていくことになる。

3 第三期（二〇〇〇年代中頃）

第三期の研究は、以前に出された『道頓堀非人関係文書』と『悲田院文書』に加え、『大阪の部落史 史料編（近世1・2・3）』、及び『長史文書』史料を用いた研究が、主流となっていくだろう。『大阪の部落史』・『長史文書』史料を用いた研究は、まだ緒についたばかりであるが、すでに寺木伸明氏や高久智広氏によって、すぐれた研究が行われている^⑯。

寺木氏は、元禄一二年（一六九八）「悲田院中間宗旨

改帳」などをもとに、非人集団の出生地や集団の内部組織を明らかにした。一方、高久氏は天王寺長史林家の系図を復元するとともに、長史家の跡趾争論を通じて、家督相続のあり方について検討を加えた。両氏の研究は、新史料を用いて新生面を切り開いたといえよう。なお、寺木氏は『大阪の部落史』の編纂事業を通じて、高久氏は「長史文書研究会」を通じて、自身の研究を結実させている。この点は、第三期の研究の特徴といえる。

以上、大坂非人研究の蓄積を三期に分けて、研究史を概観した。以下では『長史文書』の史料を紹介しつつ、大坂非人の御用、番株と番役に関する若干の検討を試みたい。

二 大坂非人の御用

本章では、大坂非人の御用に関する研究史をごく簡単にまとめ、その上で『長史文書』を用いて、盗賊方御用と惣代との関わり、他国・遠国御用、風聞探索などについて述べていくことにする。

1 盗賊方御用と惣代との関わり

大坂の非人が大坂町奉行所のもとで、犯罪人・盗賊人

の捕縛、刑場使役、牢屋敷番、野非人の取締まりなどの業務に携わっていたことは、すでに岡本氏・藤木氏の研究において指摘されている。¹⁷⁾さらに、非人の公務・御用について追究したのが、内田氏・塚田氏である。¹⁸⁾

非人の御用について、はじめて専論した内田氏は、盛田氏が紹介した「番非人文書」と「悲田院文書」史料を用いて、非人の御用には、盗賊方と町廻方御用、他国・遠国御用などがあることを明らかにした。内田氏が用いた「番非人文書」は大坂町奉行所側の史料であり、「悲田院文書」は非人側の史料である。つまり、内田氏は垣外集団の外側と内側の視点から、非人の御用を浮き彫りにした。

一方、塚田氏は、内田氏が用いた史料に加え、「町奉行所旧記」¹⁹⁾を用いて、非人の御用に関する研究を推し進めた。塚田氏は、盗賊方と町廻方の御用に注目し、長吏・小頭はその両方の御用を勤めたのに対して、若き者（垣外組織の主要な構成員）は町廻方の御用のみを勤めたことを明らかにした。大坂町奉行所などの部署の、どのような御用を誰が勤めるかという視点から研究を行い、御用の内実に迫ったのである。

ところで、盗賊方の御用は、非人の他に惣会所の惣代と若き者（ここでいう若き者は、惣会所の若き者であって、

非人の若き者ではない）も勤めていた（「町奉行所旧記」の「盗賊吟味役勤方覚」の項目）。惣代と非人は、大坂町奉行所の盗賊方からの御用を別系統で勤めていたのではなく、後述するように、両者は一定の関わりをもっていた。そのため、非人側の史料において、思わぬところに惣代が顔を出す。

【史料一】

（書状上書）

「天王寺 道

善吉様 当番

明御召之儀早々」

長吏

善吉

右者牧野権次郎殿御用之儀有之候間、明十九日四つ時御役所江可罷出事

但、同人差支有之共、五市・小八兩人之内一人可罷出

事

東盗賊方

正月十八日 惣代

別之紙通り御座候間、此段御達申立候

巳ノ正月十八日

右の史料は、惣代からの出頭命令を非人に伝えたものである。惣代の肩書に注目すると、「東盜賊方」とある。このことから、惣代のなかでも盜賊方を勤めていた惣代が、盜賊方御用を勤めていたと考えられる。

また、書状の上書を見ると、「道 当番」から「天王寺 善吉様」へ宛てられたことがわかる。「道」はおそらく「道頓堀」非人のことを指し、さらに「当番」とあることから、非人側の窓口は当番制で惣代からの書状を受け取っていた可能性がある。原本史料を見ると、文書は前半部分と後半部分に分かれており、異なる種類の紙を途中で継いだ跡がある。すなわち、前半部分が惣代からの書状で、後半部分が惣代の書状を道頓堀垣外から、天王寺長吏善吉に宛てた書状であると推測される。なお、史料中の「牧野権次郎」は、御役録から判断して、町奉行所与力であると考えられる⁽²¹⁾。

このように、盜賊方御用を通じて、大坂町奉行所盜賊方↓惣代↓非人（長吏）のように構造的に結びついていた⁽²²⁾。しかし、すべての惣代がその役目を担っていたのではなく、惣代のなかでも盜賊方に就いていた惣代が、その役務を行っていた⁽²³⁾。そのとき惣代は、大坂町奉行所盜賊方と非人を結ぶパイプ役を果たしたといえよう。

2 他国・遠国御用

長吏や小頭らが、他国・遠国御用を与力・同心から命じられていたことは、盛田氏が史料紹介した「番非人文書」⁽²⁴⁾によって、よく知られている。文化期（一八〇四～一八一七）に天満同心の老練者が作成したとされる「番非人文書」によると、文化期以前は長吏・小頭らが大坂から他国に派遣されることは稀であり、播州路への派遣は年に一、二回程度であった。しかし、与力瀬田藤四郎が盜賊吟味役を勤めていた頃から、派遣は頻繁となり、「近年二至、十一、三年已来ハ、中国・四国・西国并北国路并伊勢路・美濃路辺迄も、長吏小頭共を差遣候儀繁々有之」状況になったという。つまり、他国・遠国御用が頻繁になったことと、御用の範囲が広域になったことがわかる。

他国・遠国御用について、その実態に関わる史料が『長史文書』に収められている。

【史料二】⁽²⁵⁾

預り申金子之事

一金三兩

右者此度就御用、勤助播劔路江罷越候路用ニ借用仕候處
実正也、然ル上者其元入用次第元利無相違可致返済候、

為後日連印證文仍而如件

文化十四年三月

重五郎

勘助

安兵衛

八十八

木綿屋

善助殿

右の史料は、御用のため勘助が播州路へ赴く路用金を用立てるため、重五郎ほか三名が木綿屋善助から、金三両を借用したことを示す史料である。差出人の一人でもある勘助は、天王寺垣外の小頭であり、宛先の木綿屋善助は天王寺垣外長吏である。すなわち、この借用証文は、天王寺垣外小頭が播州路御用を命じられ、それに伴い路用銀が必要となり、長吏家から借用するために作成された文書であると考えられる。実際に勘助自身が播州に赴いたことは、翌月の借用証文（『長吏文書』(一一三)）の勘助肩書に、「他国行二付落印」と記されていることから確認できる。

次に、文化五年（一八〇八）の和州・伊勢路筋御用に伴って作成された借用証文について見てみよう。

【史料三】²⁷⁾

預申銀子之事

一銀三百目

右者善助・勘助和州方伊勢路邊手当ニ罷越候路用ニ借用

仕候處、実正ニ御座候、然ル上者御入用次第元利無相違

返済可致候、為後日仍而如件

文化五年

辰閏六月十五日

悲田院

「 「 「

林善重郎殿

差出部分に注目すると、肩書に相当する「悲田院」のみ残され、差出人名前の部分は切り取られている。しかし、本文中に「善助・勘助和州方伊勢路邊手当ニ罷越候」とあることから、借用人に善助と勘助がいたものと思われる。勘助は天王寺垣外小頭、善助は長吏であり、また宛先の林善重郎は、長吏家の親類か、後に長吏となる善十郎と考えられる。この史料からは、他国・遠国御用に際して、長吏および小頭自身が出役していたことを確認することができる。

これらの他に『長吏文書』では、文化四年の讃岐・備後国辺の御用（一一九）、文化四・五年の播州筋御用（一一四）・（一二〇）、文化五年の京都・紀州辺の御用（一一八）、文化七年の四国から安芸国辺の御用（一一〇三）、文化一〇年の播州筋御用（一一三）など、他国・

遠国御用に伴って作成された借用証文を確認できる⁽²⁹⁾。

なお、他国・遠国御用にかかる経費は、大坂町奉行所から手当を受けていたとされるが、右に見るように、御用に伴って借用証文が作成されていた。御用後に経費が町奉行所から支払われたのか、または他国・遠国御用の経費の一部を非人が負っていたのか、管見の限り不明である。この点は非人側の史料だけでは見えてこない問題であり、町奉行所側の史料も視野に入れて、今後解明していく必要がある⁽³¹⁾。

3 非人による風聞探索

大坂非人の御用の一つに、買米^{かひまい}・囲米^{かこまい}や作柄の風聞探索があったことは、これまで指摘されたことがなかった。『長史文書』によると、非人が買米・囲米探索や作柄探索を行っていたことがわかる。ここでは買米・囲米探索を取り上げて、以下に述べていくことにする。まず、次の史料を見ていただきたい。

【史料四】⁽³²⁾

乍恐口上

先達而被為 仰付候買米致候一件之儀、左三御返事奉申上候

大原吉左衛門様御代官所

河辺安宿郡国分村

油屋

一拾石計 下作方納米飯料之外 民助

三拾七、八才

(中略)

右之外近邊古市郡・志紀郡・丹南郡村々米買集候もの段々聞探候得共、拾石計も買込居候者無御座候由、猶亦地主江未下作之者も年貢皆済難出来候村方御座候二付、聡と相聞へ不申候

右之通風聞承候間、乍恐此段以書附乍延引御返事奉申上候、以上

巳十二月廿日

菅田村

惣助

天王寺

御長史善吉様

右の史料は、菅田村惣助が河内国安宿郡・古市郡・志紀郡・丹南郡の村々における買米・囲米探索の結果を天王寺長史善吉に宛てた史料である。史料中に「米買集候もの聡卜之聞探候得共、拾石計も買込居候者無御座候由」という文言があり、巳年一二月の買米・囲米探索は、一〇石以上の買い集めが基準となっていたようである。

次に史料の作成年代について見ていきたい。史料には、作成年が記されておらず、「巳十二月廿日」とのみある。そこで手がかりになるのが、幕領の村々と支配代官である。民助の居村である国分村は、近世前期は大坂城代役知、京都所司代役知などを経るが、享保一五年（一七三〇）以降幕末まで幕領支配の村であった。享保期（一七一六—一七三五）以降で大坂代官を勤めた人物には、史料に登場する大原吉左衛門がおり、次に問題となるのは、大原による代官の在任期間である。そこで、大原の大坂代官の就任と離任について調べてみると、大原は天保三年（一八三二）五月から天保六年五月まで、代官を勤務したことがわかる。天保三年から六年までの間で、巳年は天保四年であり、よってこの史料の作成年月日は、天保四年一二月二〇日であることが判明する。『長吏文書』には、買米・囲米探索関係の史料で、「巳十二月」の史料を数点確認することができ、それらの史料もおそらく天保四巳年一二月の史料であると考えられる。

ところで、誉田村惣助一人で河内国安宿郡・古市郡・志紀郡・丹南郡の村々の買米・囲米状況を把握していたのだろうか。常識的に考えて、それは不可能であろう。誉田村惣助は、村々の非人番から風聞書を受け、取りまとめたものを天王寺長吏善吉に伝えたのではないだろう

か。これに関連する史料として次のものがある。

【史料五】

乍恐口上

先達而被為 仰付候、於在々ニ米仲買之者、當時米買取貯置、囲米と仕候哉、亦者百性家ニ身分相應方多分米貯置有之哉之御聞探り、早速手を入聞探り見候処、中買之者共當時夫々賣捌囲置候者相聞へ不申、尤百性家ニ當時所持仕候者乍恐左ニ奉申上候

松平伊豆守様御領分

河内若江郡荒本村

年寄

辛右衛門

四十六、七才

右同人方ニ當時百五拾石計所持仕居候付、密ニ手を入聞探り見候處、下作人方持參之米ニ相聞へ、例年所持仕、全囲米と申ニハ無御座候由

同 御領分

同 同郡同川侯村

庄屋

半右衛門

五十才計

右同人方、同百五十石計所持仕候得共、前同断ニ相聞へ

申候

(中略)

右之通相聞へ、貯置候ニ而ハ無御座候得共、下作方取寄、
當時手元ニ御座候二付、為念此段乍恐御返事奉申上候

中垣内

傳九郎

日下

宇兵衛

右両人之者共方一切無御座候段御返申来、尤日下義ハ
口上ニ而申来、中垣内義ハ別紙之通奉差上候、猶亦前村々
之名前之者共義ハ、則長田組下分ニ御座候、以上

巳十二月十八日

長田

友七

御長吏

善吉郎様

右の史料は、「長田 友七」から「長吏善吉郎」（善吉
のことであると思われる）へ伝えられた買米・囲米探索
の風聞書である。「長田」は長田村のことで、河内国若
江郡の一村である（現・東大阪市）。史料に記されている
ように、長田村友七は、「日下 宇兵衛」からは口頭で、
「中垣内 傳九郎」からは文書（『長吏文書』（一四九）
によって、それぞれの情報を得ていた。「日下」は河内

国若江郡内の一村（現・東大阪市）、「中垣内」は河内国
讚良郡内の一村（現・大東市）である。さらに史料には、
「前村々之名前之者共義ハ、則長田組下分」とあるように、
長田村友七が伝えた風聞書は、長田組での探索であるこ
とがわかる。つまり、買米・囲米探索は組ごとに行われ
ていたのである。

ここでは指摘に止めるが、菅田村惣助や長田村友七は
在方小頭であると考えられ、組内の非人番からの風聞探
索を四ヶ所長吏に伝えたものと推定される。風聞探索は、
四ヶ所長吏↓在方小頭↓非人番を通じて調査され、最終
的に大坂町奉行所に集められたと考えられるが、この点
は今後より詳細に追究していく必要がある。

三 番株と番役

大坂の町々において、垣外番が町内の野非人の取締り
や治安維持、捨子の防止に務めていたことはよく知られ
ている。この垣外番を派遣する権利を番株と³⁶いった。『長
吏文書』には、番株と番役に関するまとまった史料を見
いだすことができる。そのうち以下では、昼夜番株、源
右衛門直訴一件、番株賃・番株連上、垣外番が関連した
事件について、それぞれ述べていくことにする。

1 昼夜番株

番株と番役については、大坂の非人研究のなかでも、多くの研究が積み重ねられている。紙幅の関係で、研究史の詳細には触れないが、これまでにおおよそ次のことが明らかにされている。

① 垣外番は、主に町や町人個人に雇われ、番勤務を行った。

② 番株は、それ自体が売買の対象となった。また番株を質物にした金銭貸借も行われた。

③ 垣外では、御仲の手元に株帳を置き、所持者の届出を受けて名義の切替を行った。これを「帳切」といった。

④ 番株所持に伴う収益は、長吏・小頭・若き者の元に入り、実際に垣外番を勤めた弟子には、番賃が入るのみだった。

⑤ 大坂三郷における番株の分布については、天満垣外が天満の番株をすべて所持し、天王寺垣外が上町を、道頓堀垣外が島之内の多くを所持し、船場・西船場は四ヶ所が入り混じっていた。

⑥ 垣外番は、宝暦・明和期（二七五一〜一七七二）が一つの画期となったと考えられる。町の警備・治安維持は近世初頭から町代や夜番人によって担われていた

が、宝暦・明和期になると、垣外番が市中全域に広がるとともに、盗賊方の犯罪捜査の機能の末端に位置づけられた。

これらは、主に『道頓堀非人関係文書』や『悲田院文書』によって導き出されている。ここに、今回新たに発刊される『長吏文書』が加わることによって、どのような論点が生まれるかは今後の研究を待つほかない。ここでは、『長吏文書』から判明する番株のあり方に関わる諸点を述べることにする。

まず番株の種類について、これまでも指摘されているように、番株には町や町人個人の番に関わる番株があった。例えば、寛政七年（一七九五）三月に文治郎後家とねが所持していた「大宝寺町昼夜番株」を嘉七が譲り受けた事例が町番株（『長吏文書』《九八》）、文化八年（一八一）八月に今橋一丁目の「天王寺屋五郎兵衛様昼夜番株」を庄七が譲り受けた事例が町人個人の番株（『長吏文書』《三〇六》）である。これらは、「町番株」・「町人一軒番株」と呼ぶことができよう。しかし番株には、これら以外のものも存在した。『悲田院文書』には、「天満橋昼夜番株」の売買に関する史料があることから、天満橋詰の番株があったことがわかる（『悲田院文書』《一二七》）。さらに、惣会所や寺町にも垣外番が置かれたよう

で、『長吏文書』《一〇〇》によると、「南組惣会所」や「小橋東寺町」・「八丁目中寺町」の番株があったことがわかる。番株には、「町番株」や「町人一軒番株」以外の番株も存在していたのである。

次に、番の形態について述べることにする。通常、垣外番が町や町人個人に雇われた場合、番人が小屋に詰めて勤務を行うのが基本であった。しかし、年不詳であるが、玉造の町々では昼夜番が置かれず、見廻りが行われていた。

【史料六】³⁷⁾

玉造

中町

総屋町

(中略)

右町内昼夜番無之候事

欄直町

上木綿町

(中略)

右町内昼夜番無之、次郎衛門見廻り候迄にて毎月家主借

家にて少々宛申請候事之由

(中略)

前書廿六町八玉造分ニ御坐候、昼夜番一切無之、右之通

御座候、以上

六月十八日

久二郎

頭中様

玉造二六町では、昼夜番の代わりに見廻りによって番の役割を果たしていた。その代金は毎月家主や借家から賄われていたようである。番の形態には、その場に常時詰める形態と見廻りの形態があったのである。³⁸⁾

番の勤務主体について、通常、垣外番は若き者の弟子が勤めていた。ただし例外もあったようで、『長吏文書』《八三二》によると、長五郎が「持場」としていた播磨町・内安堂町は「殊ニ小町」であるため、弟子を派遣し勤めさせ難く、亡父の代から「直勤」してきたという。「弟子に勤めさせ難い」と述べていることから、長五郎は若き者であると考えられる。このように、例外的ではあるが、番株の所持者である若き者自身が、「直勤」したケースも確認することができる。

また、番勤務をさせるか否かの決定権は、雇い主である町や町人側にあつたようである。

【史料七】

乍恐口上

一私持町籠屋町昼番之儀、先達而も休番ニ相成罷有候ニ

付此度御丁内江願出候處、一統御承知之上先年之通昼夜共番可致様被為御付候ニ付、此段御断奉申上候、何卒御仲間株御帳面江御記被為下候ハ、難有仕合奉存候、以上

天保三年

若キもの

辰八月

久八

御仲様

右の史料からは、籠屋町昼番株を所持していた若き者久八が、以前より「休番」となっていた番勤の復活を町に願ひ出て、番をするよう仰せ付けられたことがわかる。

町人一軒番株でも同様だったらしく、『長吏文書』《九二》によると、悲田院長吏善助が「泉屋御本家御支配人様」宛てに、昼夜番人の増員を願ひ出ていることがわかる。番の「休番」や番人の増員など、その決定権は垣外番の雇い主側の町・町人らにあったといえる。⁽⁴⁰⁾

以上述べたように、『長吏文書』史料によって、これまで知られていない番株・番役の多様なあり方を確認することができる。

2 源右衛門直訴一件

寛政九年（一七九七）四月、天王寺垣外の源右衛門が、番株の質入出入をめぐって金兵衛他二名を相手取り、高

槻藩に直訴するという一件が起こる。非人組織内の金銭出入は、基本的に四ヶ所内で解決されたが、願人の源右衛門は四ヶ所を通さずに、高槻藩（当時、天王寺村は高槻藩の預り支配）に直訴したのである。すでにこの一件については、内田氏によって紹介されており、『悲田院文書』にも関係史料が掲載されている（『悲田院文書』一四一）。また近年、塚田氏もこの一件を取り上げ、分析を加えている。⁽⁴¹⁾

まず、一件の概要をごく簡単に述べておこう。源右衛門が高槻藩に直訴する以前、天明五年（一七八五）から六年にかけて、金兵衛は番株を質物にして多額の金銭を源右衛門から借りていた（『悲田院文書』《二四一》・《二四五》・《二四七》・《二四八》・《二四九》・《二五〇》、『長吏文書』《九一》）。そして寛政元年（一七八九）閏六月に、源右衛門は金兵衛家から「番株預ケ銭」が来なくなつたことを契約違反であるとして御仲に訴えるところに、事の真相を糺すよう願ひ出る。さらに、その後も寛政四年・七年・八年にわたって源右衛門と金兵衛との金銭トラブルが発生していることから、両者の間で根本的解決には至らなかつたようである。

ここで注目すべきは、源右衛門の提訴先である。寛政四年時点では、「御仲様」であつたのが、寛政八年では「四

ヶ所 御長吏中様・御組頭中様に變化する。最初、源右衛門は天王寺垣外の「御仲」に願ひ出て問題解決を図つたがうまく処理されず、続いて四ヶ所全体の長吏・組頭中に願ひ出たのである。つまり、各垣外内で問題が処理できなかつた場合、四ヶ所長吏中・組頭中が問題解決・処理にあたっていたことがわかる。結局、四ヶ所長吏中・組頭中でも金銭トラブルがうまく処理されず、寛政九年四月六日に源右衛門は、高槻藩に「直訴」したのである。その後四ヶ所長吏は、源右衛門が高槻藩に直訴したので取り下げてほしいと出願している。

この一件が、結局どのように処理されたのかは不明であるが、その後の金兵衛家と源右衛門の關係を示す史料が「長吏文書」に残されている。

寛政九年一二月、金兵衛の弟勘蔵が、金兵衛所持の番株を譲り受けるよう願ひ出る。その結果、平野屋五郎兵衛一軒番株を金兵衛が相続し、京橋二丁目昼夜番株を勘蔵が相続することになる（『長吏文書』《三一》）。寛政一一年には、金兵衛が再び源右衛門から番株を質物にして金銭を借用している。

【史料八】

預り申銀子之事

一合銀四百式匁六分

元銀也

右之銀子儘ニ預り申處実正明白也、返済之義者何時ニ而其元入用次第急度返弁可申候、為後日之仍而證文如件

寛政十一年

預り主

未四月十八日

金兵衛

扇屋

源右衛門殿

尤、渡邊町夜番株并東井戸端之借家老軒、右質物ニ入置申候、若元利相滞候ハ、右質物之分其元殿江御引取可被成候、其時一言之申分無之候

但シ、證文式通ニ而元銀五百六匁御座候所、老歩利足ニ而前之未ノ正月迄当未ノ三月迄滞銀七百拾三匁八分式厘御座候處実正也、此度證文仕替ニ付奥書如件

源右衛門は、金兵衛との間で以前に「直訴」にまで及ぶ金銭トラブルを起こしたにもかかわらず、再び金銭を金兵衛に貸している。このことは、非人にとつて番株がいかにか重要な財産の一つであることを示している。

その後、文化元年（一八〇四）に金兵衛は死去するが、金兵衛がつくつた「無扨借銀」は悻の亀次郎ではどうすることもできず、金兵衛弟の勘蔵が借金返済までの間、金兵衛の「家督并居宅屋敷共一式」を預かっている（『長吏文書』《五五》・《三三〇》）。それにともない、勘蔵が金

兵衛の借金を引き受けることをめぐり、再び源右衛門が御仲に訴訟を起こしたことが確認できる（『長吏文書』《三二一》）。

3 番株賃・番株運上

垣外番を勤めることで、町や町人から得る金銭の流れについては、研究史上、必ずしも明らかにされていない。番株賃に関連して、年末詳ながら『長吏文書』には、弟子や昼夜番などの経費が書上げられている史料がある。

【史料九】

覚

久七分

一貳百文

弟子 貳人

一百四拾八文

昼番 三ツ

一百四十八文

夜番 三ツ

一四十文

出し役

メ五百四十文

宇助分

一二百文

弟子 二人

一百文

昼番 二ツ

一四十八文

夜番 壹ツ

一四十文

出し役

メ三百八十八文

平四部分

一二百四拾八文 弟子 二人半

一百廿四文 昼番 二ツ半

一百文 夜番 二ツ

一四十文 出し役

メ五百十六文

（後略）

右の史料中の「久七」・「宇助」・「平四郎」は番株所持者であると思われる。例えば「久七分」の場合、長吏家から久七へ合計五四〇文が渡され、「弟子」・「昼夜番」・「出し役」の金額はその内訳を示していると考えられる。この覚書が長吏家に残されていたことを考えると、金銭は一旦、長吏家に集められ、その後、各番株所持者に渡された可能性がある。この点は今後追究していきたい。

4 垣外番が関連した事件

垣外番は、町や町人家の警備・治安維持を行っていたため、様々な事件に巻き込まれた。

文化一〇年（一八二三）一二月、淡路町二丁目の垣外番伝介（三〇歳）は、町内の用向きのため夜四つ時に高麗橋辺りまで行き、その帰り途中、道修町一丁目辺りで

後ろから割木で打擲ちやうちやくされる傷害事件に遭遇した(『長吏文書』《三六五》・《三六七》)。伝介は頭と額、左目と唇の辺りに傷を負ったが、すぐさまその場を逃げ去り、大事には至らなかつた。そのため、検使による取り調べは行われず、若き者林八の家で養生することとなった。伝介を襲ったのは三人で、伝介いわく、「夜中で暗かつたため面体も覚束ないが、見知らぬ三人であつた」という。

この事例からもわかるように、垣外番はときとして危険の矢面に立たされることがあつた。天保期から幕末にかけて盗賊・悪党が横行したとき、大坂町奉行所から盗賊差し押えに協力したとして、多くの垣外番が褒賞を受け取っている。その多さは、それだけ危険に直面した垣外番の多さを物語っている⁽⁴⁾。

おわりに

以上、これまでの大坂非人研究を概観し、さらに新史料『長吏文書』に収められる史料のなかから、特に非人の御用、番株と番役に関係する史料を紹介しつつ、若干の検討を加えてきた。『長吏文書』は、質・量ともに豊富であり、今までの非人研究を塗り変え得る素材を有している。例えば本稿で述べたように、非人が風聞探索を

行っていたことは、『長吏文書』によって、はじめて明らかになったことである。『長吏文書』は、大坂非人研究を行う上で必須の史料であるとともに、非人社会が大坂町奉行所や都市・村落社会と関わっている意味において、近世大坂研究の基本史料であるといえる。

今までの非人研究を眺めてみると、改めて史料集の刊行が研究の活発化の起爆剤となつていることに気付く。第二期の研究は、主に『道頓堀非人関係文書』と『悲田院文書』によって進められた。現在、『大阪の部落史料編近世』1・2・3が出され、なおかつ『長吏文書』が近く刊行される予定である。第三期の研究は始まつたばかりである。今後、大坂非人研究が、活発に行われることを期待したい。

註

(1) 長吏文書研究会編『長吏文書』(解放出版社、二〇〇七年刊行予定)。

(2) 岡本良一・内田九州男編『道頓堀非人関係文書』上・下(清文堂、上は一九七四年、下は一九七六年)。

(3) 岡本良一・内田九州男編『悲田院文書』(清文堂、一九八九年)。

(4) ここでは第一期を、岡本良一「大阪の非人」研究覚書

『近世部落の史的研究』上、一九七九年、『乱・一揆・非人』、柏書房、一九八三年再録）が出される一九七九年までとし、第二期を、中尾健次「大阪の「非人」研究について」（『部落解放史ふくおか』一一四号、二〇〇四年）が出される二〇〇四年までと設定している。この両論文を時期区分の目安としたのは、各々の時期の研究史を総括的に捉えていると考えたためである。

(5) 『大阪市史』第一（大阪市、一九二三年）五〇二頁。

(6) 岡本良一「大阪の非人」（『ヒストリア』三号、一九五二年、前掲『乱・一揆・非人』再録）。

(7) 藤木喜一郎「大阪町奉行管下に於ける司法警察制度について」（『創立七〇周年関西学院大学文学部記念論文集』一九五九年、『江戸時代史論』再録）。

(8) 盛田嘉徳「番非人文書」（『部落解放』五号、一九六九年）。

(9) 松岡秀夫・横田久和「「非人番」研究ノート」（西播地域皮多村文書研究会編『近世部落史の研究』上、雄山閣出版、一九七六年）。その後の非人番研究としては、小西愛之助『近世部落史研究』（関西大学部落問題研究室、一九八二年）、のびしょうじ「村方非人番の成立」（『地域史研究』第一六卷第三号、一九八七年）、同「広域非人番制の展開と村々の抵抗（一・二）」『地域史研究』第一七卷第二・三号、一九八八年）などがあり、大坂以外

では、谷山正道「大和における「非人番」史料―「非人番」統制機構を中心に―」（『部落問題研究』五二号、一九七七年）などもある。

(10) 内田九州男氏の一連の研究は以下の通りである。「大阪の非人研究ノート」（『大阪府の歴史』五号、一九七四年）、「近世非人論」（『部落史の研究 前近代編』、部落問題研究所、一九七八年）、「江戸時代後期の非人の「公務」について」（『歴史科学』八七号、一九八一年）、「大坂四ヶ所の組織と収入」（『ヒストリア』一一五号、一九八七年）、「大坂四か所非人について―町抱え再論―」（『部落問題研究』一二三号、一九九三年）。

(11) 塚田孝氏の一連の研究は以下の通りである。「三都の非人と非人集団」（『歴史学研究』五四八号、一九八五年）、「非人―近世大坂の非人とその由緒―」（『シリーズ近世の身分的周縁』3 職方・親方・仲間、吉川弘文館、二〇〇〇年）、「近世大坂における非人集団の組織構造と御用」（『年報都市史研究』8 都市社会の分節構造』二〇〇〇年）。なお、塚田氏の研究は『近世大坂の非人と身分的周縁』（部落問題研究所、二〇〇七年）にまとめられている。

(12) 北崎豊二『近代大阪の社会史的研究』（法律文化社、一九九四年、特に「第一章 警察の近代化と非人」）。

- (13) 藤田実「大坂の捕方手先と近代化―奥田弁次郎と長堀橋筋署事件―」(『大阪の歴史』増刊号、一九九八年)。
- (14) 『大阪の部落史』編纂委員会編『新修大阪の部落史』上(解放出版社、一九九五年)。非人関係の論文では、小西愛之助「撰津・河内・和泉の「非人」が収録されている。
- (15) 大阪の部落史委員会編『大阪の部落史 史料編』(解放出版社、第一卷近世1は二〇〇五年、第二卷近世2は二〇〇六年、第三卷近世3は二〇〇七年)。なお、所収史料は、基本的に未翻刻史料である点も特記される。
- (16) 寺木伸明「元禄期における天王寺「非人」集団の諸側面―悲田院中間宗旨改帳と類族生死改帳を手がかりとして」(『部落解放研究』一六五号、二〇〇五年)。高久智広「近世後期天王寺長吏林家における相続をめぐる―長吏文書研究会の活動より」(上・下)(『部落解放研究』一六八・一六九号、二〇〇六年)。
- (17) 前掲、岡本「大阪の非人」、前掲、藤木「大阪町奉行管下」に於ける司法警察制度について」。
- (18) 前掲、内田「江戸時代後期の非人の「公務」について」、前掲、塚田「近世大坂における非人集団の組織構造と御用」。
- (19) 大阪市史編纂所編『大阪市史料第四十二輯 大坂町奉行所旧記』(下)(大阪史料調査会、一九九四年)。
- (20) 『長史文書』史料番号三七五。以下「長史文書」・『悲田院文書』からの引用は、『長史文書』《》・『悲田院文書』《》とし、《》内に史料番号を記す。
- (21) 例えば、文政三年御役録(宮本又次氏所蔵)に与力「牧野権次郎」の名前を確認することができる。宮本又次「近世大阪の経済と町制」(文献出版、一九八五年)付録参照。
- (22) 与力・同心と馴れ合った四ヶ所長吏・小頭が増長して、ときに不正行為に及んだことは、青木美智男「箱根山麓豆州塚原新田で発見された大塩平八郎関係書状類」(『日本福祉大学研究紀要』五九号、一九八四年)解説参照。なお同史料は、仲田正之『大塩平八郎建議書』(文献出版、一九九〇年)として刊行されている。
- (23) 惣代の役職については、藤原有和「大坂北組惣代の盗賊方仮役中の記録について」(『関西大学人権問題研究室紀要』五一号、二〇〇五年)史料紹介を参照。藤原氏によると、幕末期の惣代を勤めた武林栄三郎は、嘉永元年から安政三年までの間、未済方、目安方、証文方、火事方、吟味方、盗賊方、御案内方、流人方、酒造懸りの役についていることがわかる。
- (24) 前掲、盛田「番非人文書」。
- (25) 『長史文書』《一〇一》。
- (26) 勘助が小頭であることは、寛政九年四月の史料(『悲田

院文書』《一四一》と文化一三年一月の史料『長史文書』《三五八》で、小頭勘助の名前を確認できることに拠っている。長史善助については、前掲、高久「近世後期天王寺長史林家における相続をめぐって」参照。

(27) 『長史文書』《四三八》。

(28) 原本を見ると、差出人の部分が一五cmほど切り取られている。史料の作成時には数名の署名捺印があったと考えられるが、文書の効力がなくなった時点で切り取られたと思われる。

(29) いうまでもないが、借用証文を通じて確認できる他国・遠国御用は、「氷山の一角」とみるべきであり、当然、借用証文に表れない例もあったと想定する必要がある。

(30) 前掲、内田「江戸時代後期の非人の「公務」について」参照。

(31) なぜ、文化期頃から他国・遠国御用が頻繁かつ広域になったのかについても、非人側の史料だけではわからない。町奉行所側からの検討が必要となってくる。差し当たりこの点については、土屋信亮「近世中後期における大坂町奉行所と西日本地域」（関東近世史研究会編『近世の地域編成と国家』岩田書院、一九九七年）参照。

(32) 『長史文書』《一一五〇》。

(33) 西沢淳男『幕領陣屋と代官支配』（岩田書院、一九九八年）

の「幕領代官・陣屋データベース」を利用。

(34) 『長史文書』《一一四七》。

(35) 喜田川守貞著・宇佐美英機校訂『近世風俗志（守貞謄稿）（一）』（岩波書店、一九九六年）など参照。

(36) 前掲、岡本「大阪の非人」研究覚書。前掲、内田「大坂四ヶ所の組織と収入」。前掲、内田「大坂四ヶ所非人について」。前掲、塚田「近世大坂の非人と身分的周縁」（特に「第Ⅱ部 垣外仲間の成立と構造」）など。

(37) 『長史文書』《九五》。

(38) あるいは、見廻り勤務は、垣外番の原初形態かもしれない。

(39) 『長史文書』《八〇二》。

(40) 塚田氏も同様に、町人一軒番株に関して、旦那の意向が強くはたらくであろうとの見通しを示している。前掲、塚田「近世大坂の非人と身分的周縁」。

(41) 前掲、内田「大坂四ヶ所の組織と収入」。

(42) 前掲、塚田「近世大坂の非人と身分的周縁」（特に「第六章 非人の勧進と垣外番株」）参照。

(43) 『長史文書』《九四》。

(44) 『長史文書』《七四》。

(45) 前掲、塚田「近世大坂の非人と身分的周縁」（特に「補論 盗賊捕縛と垣外番の褒賞」）参照。

文献リスト (年代順)

◆史料集

- 岡本良一・内田九州男編『道頓堀非人関係文書 上』清文堂出版、一九七四年。
- 岡本良一・内田九州男編『道頓堀非人関係文書 下』清文堂出版、一九七六年。
- 岡本良一・内田九州男編『悲田院文書』清文堂出版、一九八九年。
- 大阪の部落史委員会編『大阪の部落史 第一巻 史料編 考古／古代・中世／近世1』解放出版、二〇〇五年。
- 大阪の部落史委員会編『大阪の部落史 第二巻 史料編 近世2』解放出版、二〇〇六年。
- 大阪の部落史委員会編『大阪の部落史 第三巻 史料編 近世3』解放出版、二〇〇七年。
- 長吏文書研究会編『長吏文書』解放出版、二〇〇七年刊行予定。
- ◆研究論文・関連論文・著書・史料紹介
- 岡本良一「大阪の非人」『ヒストリア』三号、一九五二年(『乱・一揆・非人』一九八三年再録)。
- 藤木喜一郎「大阪町奉行管下に於ける司法警察制度について」『創立七〇周年 関西学院大学文学部記念論文集』一九五九年(『江戸時代史論』一九六〇年再録)。
- 盛田嘉徳「番非人文書」『部落解放』五号、一九六九年。
- 宮本又次「大阪の町制」『大阪の研究 第3巻』清文堂出版、一九六九年。
- 大阪府警察史編集委員会編『大阪府警察史 第1巻』大阪府警察本部、一九七〇年。
- 高柳金芳『江戸時代非人の生活』雄山閣出版、一九七一年。
- 岡本良一「浪華の非人合戦」『展望』二一三号、一九七三年(『乱・一揆・非人』一九八三年再録)。
- 内田九州男「大阪の非人研究ノート」『大阪府の歴史』第五号、一九七四年。
- 峯岸賢太郎『道頓堀非人関係文書』と幕藩制賤民史研究』『部落問題研究』五一輯、一九七六年(『近世被差別民史の研究』一九九六年再録)。
- 松岡秀夫・横田久和「非人番」研究ノ1ト「西播地域皮多村文書研究会編」近世部落史の研究 上』雄山閣出版、一九七六年。
- 岡本良一「道頓堀非人関係文書 解題」『道頓堀非人関係文書 下』清文堂、一九七六年(『岡本良一史論集 下巻 大阪の世相』一九八九年再録)。
- 内田九州男「近世非人論」『部落史の研究 前近代編』部落問題研究所、一九七八年。
- 岡本良一「大阪の非人」研究覚書』『近世部落の史的研究 上』解放出版社、一九七九年(『乱・一揆・非人』一九八三年再録)。
- 内田九州男「江戸時代後期の非人の「公務」について」『歴史科学』八七、一九八一年。
- 小西愛之助『近世部落史研究』関西大学部落問題研究室、一九八二年。
- 岡本良一「乱・一揆・非人」柏書房、一九八三年。
- 青木美智男「箱根山麓豆州塚原新田で発

見された大塩平八郎関係書状類」「日本福祉大学研究紀要」五九号、一九八四年。

塚田孝「三都の非人と非人集団」『歴史学研究』五四八、一九八五年（『近世日本身分制の研究』一九八七年再録）。

内田九州男「生活史」をめぐって」『部落問題研究』八八、一九八六年。

内田九州男「大坂四ヶ所の組織と収入」『ヒストリア』一一五号、一九八七年。

塚田孝「近世日本身分制の研究」兵庫部落問題研究所、一九八七年。

牧英正「おこし奉公人―大坂の非人と江戸の非人」平松義郎博士追悼論文集編集委員会編『法と刑罰の歴史的考察』名古屋大学出版会、一九八七年。

のびしょうじ「村方非人番の成立」『地域史研究』第一六卷第三号、一九八七年のびしょうじ「広域非人番制の展開と村々の抵抗」(一)(二)『地域史研究』

第一七卷第二・三号、一九八八年。

高岡弘幸「都市と疫病―近世大坂の風の神送り」『日本民俗学』一七五号、一九八八年。

内田九州男「悲田院文書 解題」『悲田院文書』清文堂、一九八九年。

塚田孝「三井文庫所蔵の三都・非人関係史料」『三井文庫論叢』二三号、一九八九年（『近世大坂の非人と身分的周縁』二〇〇七年再録）。

内田九州男執筆「四ヶ所の形成と組織」新修大阪府史編纂委員会編『新修大阪府史』第三卷、第四章、第八節の4

大阪市、一九八九年。

朝比奈修「道頓堀非人関係文書」における非人の足洗いについて―幕府法令と非人解放の実態―関西大学法学論集四〇―四、一九九〇年。

内田九州男「大坂四ヶ所非人について―町抱え再論―」『部落問題研究』二二三、一九九三年。

北崎豊二「近代大阪の社会史的研究」法律文化社、一九九四年。

脇田修「近世における職種差別の構造」『身分的周縁』部落問題研究所、一九九四年（『近世身分制と被差別部落』再録）。

小西愛之助「撰津・河内・和泉の「非人」

「大阪の部落史」編纂委員会編『新修大阪の部落史 上巻』解放出版社、一九九五年。

寺木伸明「元禄十一年三月『天王寺寺領内悲田院仲間宗旨御改帳』について」『大阪の部落史通信』一三三号、一九九八年（『近世身分と被差別民の諸相』二〇〇〇年再録）。

藤田実「大坂の捕方手先と近代化―奥田弁次郎と長堀橋筋署事件―」『大阪の歴史』増刊号、一九九八年。

塚田孝「非人―近世大坂の非人とその由緒―」塚田孝編『シリーズ 近世の身分的周縁3 職人・親方・仲間』吉川弘文館、二〇〇〇年（『近世大坂の非人と身分的周縁』二〇〇七年再録）。

塚田孝「近世大坂における非人集団の組織構造と御用」『年報都市史研究』8

都市社会の分節構造』二〇〇〇年（『近世大坂の非人と身分的周縁』再録）。

塚田孝「近世の非人 大坂の四ヶ所垣外の成立」『日本史研究最前線 別冊歴史読本46』新人物往来社、二〇〇〇年。

寺木伸明「近世身分と被差別民の諸相」

解放出版社、二〇〇〇年。

中島智枝子「大阪における明治初年の

非人施策について」『大阪の部落史通

信』二四号、二〇〇〇年。

藪田貫「地域史研究と差別―戦後歴史

学の転換点に立って」『部落史研究5

地域史研究と被差別民衆史の接点』

解放出版社、二〇〇一年（『近世大坂

地域の史的研究』二〇〇五年再録）。

塚田孝『都市大坂と非人』山川出版社、

二〇〇一年。

大阪人権博物館編『絵図に描かれた被

差別民』大阪人権博物館、二〇〇一年。

寺木伸明「近世大坂絵図にみる『非人

村』大阪人権博物館編『絵図の世界

と被差別民』二〇〇一年。

小野田一幸「近世刊行大坂図にみる千

日墓所とその周辺」大阪人権博物館

編『絵図の世界と被差別民』二〇〇

一年。

藪田貫「大坂代官の世界」『近世の畿内

と西国』清文堂、二〇〇二年（『近世

大坂地域の史的研究』二〇〇五年再

藤原有和「紀州吹上非人村初代長吏・

転びキリシタン久三郎について」『大

阪の部落史通信』三四号、二〇〇四年。

藤原有和「摂州東成郡天王寺村転切支

丹類族生死改帳の研究」(一)(二)『関

西大学人権問題研究室紀要』四九・

五〇、二〇〇四年。

中尾健次「大阪の『非人』研究について」

『部落解放史ふくおか』一一四号、二

〇〇四年。

寺木伸明「元禄期における天王寺『非人』

集団の諸側面―悲田院中間宗旨改帳

と類族生死改帳を手がかりとして」

『部落解放研究』一六五、二〇〇五年。

塚田孝「人別帳と掟を通じてみた日本

近世の身分」『部落問題研究』一七三

号、二〇〇五年（『近世大坂の非人と

身分的周縁』二〇〇七年再録）。

藤原有和「大坂北組惣代の盗賊方仮役

中の記録について」『関西大学人権問

題研究室紀要』五一、二〇〇五年。

高久智広「近世後期天王寺長吏林家に

おける相続をめぐる―長吏文書研

究』一六八・一六九、二〇〇六年。

塚田孝『近世大坂の非人と身分的周縁』

部落問題研究所、二〇〇七年。